

UAE およびサウジアラビアの移民政策 における最近の動向

(2019年9月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2019 年 6 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにて提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com



UAE およびサウジアラビアの移民政策における最近の動向

アラビア半島における移民政策は歴史的に個人のスポンサーシップを前提としたものでした。しかし、アラブ首長国連邦（UAE）とサウジアラビア王国（KSA）は、スポンサーシップに拠らない長期的な居住について、一定の要件を満たす個人に対して、実行可能な選択肢となる道を切り開くことで、これまでの居住制度の枠組みを革新的に変えようとしています。本レポートでは、両国の新しい居住制度と、本制度がもたらす影響について紹介します。

1. 新制度の目的

各国がそれぞれの分野で最高かつ最も聡明な人材を惹きつけようと互いに競い合っている現在において、以下に詳述する新たな居住制度は、特別な範疇にある外国人を現地市場に参加させ、両国の発展に貢献してもらうことを狙いとしています。また、こうした動きは、より一層長期での外国からの投資を促すことにより、伝統的に石油とガスに依存した UAE と KSA の経済を多角化しようとするものでもあります。

2. 新制度の主な特徴

（1）サウジアラビアの特権的滞在許可証制度

サウジアラビアの「グリーンカード」と俗に称される「特権的滞在許可証」制度は、2019年5月にサウジアラビア閣僚会議により承認され、その後、ヒジュラ暦1440年の閣議決定第521号の公布をもって、2019年5月25日に発効しました。同制度は現地スポンサーを必要とすることなく、高度なスキルを持つ外国人富裕層に対して発行される滞在許可証（「イカマ」として知られる）について規定しています。

医師や技師などの専門職の外国人を対象としている同制度は、取得に成功した申請者とその扶養家族にさまざまな特権を与えています。主な特権としては、同国内での滞在、扶養家族のビザ取得、家庭内労働者の雇用、不動産投資、同国内での就労、制約なしでの雇用主変更、同国への自由な出入国、外国投資法の下で許可される商業活動の実施などが挙げられます。なお、申請が承認されると、永住権または1年ごとに更新可能な居住権が与えられます。

適格性について、申請者が本制度の対象となるためには、さまざまな要件を満たす必要があります。要件には、有効なパスポートを所持していること、21歳以上であること、十分な資産を有していることを証明できること、警察の無犯罪証明書、健康上の問題がないことを証する診断書などが含まれます。死亡、有罪判決、または虚偽の情報を提供した場合には、永住権または居住権が取り消される場合があります。

現在のところ、申請費用については、永住権が AR800,000 (US\$213,333)、1年ごとに更新可能な居住権は SAR100,000 (US\$26,666) となっています。

(2) アラブ首長国連邦の「ゴールデンカード」居住制度

UAEは、居住制度を徐々に見直しているところですが、近年の一連の変更の中でも、最近のゴールデンカード制度については、大きな一歩を踏み出したといえます。

2019年5月には、UAEの副大統領兼首相兼ドバイ首長のムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥーム殿下(His Highness Sheikh Mohammed bin Rashid Al Maktoum)が、「ゴールデンサークル」と銘打たれたUAEの永住制度の導入計画を発表しました。本制度は医療、エンジニアリング、科学、芸術の分野において秀でた才能または専門性をもつ外国人を対象として、ローカル・スポンサーがいなくても、同国にて居住、労働、研究すること、また、その扶養家族のビザ・スポンサーとなることを可能にする永住権を与えるもので、国際社会におけるUAEの一層の発展と向上において彼ら彼女らが果たす役割に対して報いようとしています。なお、最近のツイートで、殿下は次のように語っています。

「永久居住権の「ゴールデンカード」は秀でた才能を持つ者、およびUAEのサクセスマーリーに多大な貢献をされた方々に付与されるものです。私たちは、そうした方々に同国の未来において永久的なパートナーであって欲しいと願っています。そうした居住者は当国にとって欠かせない一部です。」

現時点では、この新制度の適格性基準、所要費用やパラメーターに関する情報はほとんど分かっていません。ただ、本制度は、UAE連邦アイデンティティ・市民権庁(UAE Federal Authority for Identity and Citizenship)が監督することとなり、制度導入の初期段階において、資格要件を満たす対象としては、UAEへの累積投資額が推定AED100billion

(US\$27billion)とされる6,800人の外国人投資家と外国人居住者に特定されるものと考えられています。なお、対象となる個人については、投資家、起業家、特別な才能をもった個人、研究者および学業優秀な学生などと言われています。

(3) アラブ首長国連邦の長期居住ビザ制度

UAE 政府は 2019 年 2 月に発効した 2018 年の閣議決定第 56 号に従い、2018 年 12 月に新たに 5 年と 10 年の滞在ビザカテゴリーを導入しました。本制度は投資家、起業家、特別技能を持つ者、および科学や知的分野における研究者、卓越した学生で法律下における基準に適合する者については、5 年または 10 年の居住ビザをローカル・スポンサーなしに、自身や配偶者、子供のために申請できるようにすることを目的としています。

5 年の居住ビザは不動産投資家、起業家、学生に限定されています。一般の投資家（すなわち、不動産関連以外）、研究者、特別な才能を持つ個人については、10 年の居住ビザを申請することができます。適格性基準は各グループによりさまざまであり、最初に、同法に従って設立された二つの特別委員会、すなわち投資家委員会、あるいは起業家・特殊技能者委員会のいずれかにより申請が検討された後に、UAE 連邦アイデンティティ・市民権庁により居住ビザが付与されることとなります。

3. 制度の類似点と相違点

上記三つの制度は各国が惹きつけようとする外国人の対象については、かなり類似しています。すなわち、非凡な才能がある、または非常に裕福な個人であり、またそのような制度を導入する意図が資本の調達だけでなく、適切な人材を惹きつけることで、その国際的な認知度を高めるといった点にあることです。制度間の主な相違点は居住可能期間と申請費用です。

4. 商業的および実務的な影響

双方の法域における居住制度拡大の動きは、より多くの投資を惹きつける可能性があり、また、それにより民間ビジネス、雇用および経済全体にプラスの影響を及ぼすようになると思われます。

5. 今後の見通し

上記の制度は、現在こうした国々で勤務および居住し、スポンサーの必要なしに永住を希望する一般的な外国人居住者のコミュニティーには、必ずしも該当しないものの、こうした制度は、両国の居住制度の枠組みに対して、これまで無かった全く新しい視点をもたらしています。UAE がビジョン 2021 に向けた取り組みを行い、サウジアラビアがビジョン 2030 イニシアチブに向けた取り組みを行う中で、今後更に移民政策に関連した見直しが行われるものと思われます。